

建築基準法の定期報告制度の改正について

平成 28 年 6 月 1 日から改正建築基準法が施行され、安全上、防火上重要な建築物、防火設備等が政令により一律に定期調査・検査の対象となりました。

これにより、建築物の調査を 3 年に 1 度、建築物に設置された防火設備等の建築設備の検査を 1 年に 1 度に専門技術を有する資格者に調査・検査させ、その結果を一宮市へ報告することが義務化されました。

※定期報告制度とは・・・

劇場、百貨店、マーケット、旅館、ホテル、病院、高齢者・障害者等が就寝する建築物などの特殊建築物は、不特定多数の人が利用するため、いったん火災などが発生すると大事故に発展するおそれがあり、より一層の安全確保をする必要があります。

このような危険を避けるために、建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項では、特殊建築物等の所有者又は管理者に対して、思わぬ事故を防ぎ、地震や火災等の災害時の被害を軽減させるため、建物の維持管理の状況を定期的に専門家に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（一宮市）に報告しなければならないと定めています。

◎定期調査（建築物）

＜対象建築物＞ ※裏面表①参照

- ・ 国及び一宮市が定めた防火上・避難上重要な建築物

＜調査報告の時期＞

- ・ 3 年に 1 度

＜調査資格者＞

- ・ 一級建築士、二級建築士
- ・ 国土交通大臣が定める資格者（特定建築物調査員）

◎定期検査（建築物に設けられた建築設備）

＜対象建築設備＞ ※裏面表②参照

- ・ 定期調査の対象建築物等に設置された換気設備、排煙設備、非常用照明、防火設備

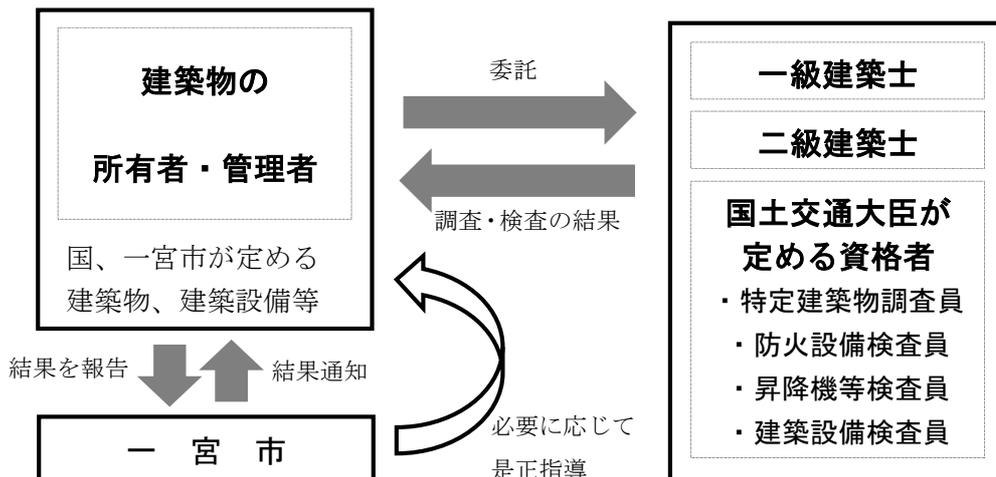
＜調査報告の時期＞

- ・ 1 年に 1 度

＜調査資格者＞

- ・ 一級建築士、二級建築士
- ・ 国土交通大臣が定める資格者（防火設備検査員、建築設備検査員、昇降機等検査員）

※定期調査・検査の報告までの流れ



＜平成 28 年 6 月 1 日から定期報告の対象となる建築物・建築設備等＞

表① 対象となる建築物の用途・規模と報告時期

建築物用途	対象規模 (次のいずれかに該当するもの)	当初報告時期 (以降 3 年毎)
劇場、映画館、演芸場	①3 階以上又は地階にある ②客席の床面積が 200 m ² 以上 ③主階が 1 階にない	平成 29 年 9/1～11/30
観覧場、公会堂、集会場	①3 階以上又は地階にある ②客席の床面積が 200 m ² 以上	平成 29 年 9/1～11/30
病院、診療所(患者の収容施設があるもの)		平成 28 年 9/1～11/30
就寝用福祉施設 (サービス付き高齢者向け住宅、老人ホーム、老人短期入所施設等、障害者支援施設、助産所等)	①3 階以上又は地階にある ②2 階の床面積が 300 m ² 以上	平成 30 年 6/1～8/31
旅館、ホテル		平成 28 年 6/1～8/31
体育館、図書館等、ボーリング場、水泳場等のスポーツ練習場(いずれも学校に付属するものを除く)	①3 階以上の階にある ②床面積が 2,000 m ² 以上	平成 30 年 9/1～11/30
物品販売業店舗、展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店等	①3 階以上又は地階にある ②2 階の床面積が 500 m ² 以上 ③床面積が 3,000 m ² 以上	平成 29 年 6/1～8/31
事務所	次のいずれにも該当するもの ①階数が 5 以上 ②床面積の合計が 1,000 m ² 超 ③3階以上の階又は地階にある	平成 30 年 9/1～11/30
複合用途	次のいずれにも該当するもの ①床面積の合計が 1,000 m ² 超 ②3階以上の階又は地階にある	平成 28 年 9/1～11/30 ※既存制度の対象建築物は経過措置を設け平成 29 年度

※ 該当する用途の床面積が 100 m²以下のもの、又は、該当する用途が避難階のみにあるものは対象外です。

表② 対象となる建築設備と報告時期

建築設備	対象規模	報告時期 (毎年)
換気設備 (給気機及び排気機に限る)	定期報告対象建築物に設置されたもの	毎年 6/1～11/30
排煙設備 (自然排煙設備を除く)		
非常用照明 (予備電源内蔵型を除く)		
防火設備 (常時閉鎖式、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備は除く)	①定期報告対象建築物に設置されたもの ②①以外の規模の病院、有床診療所又は就寝用福祉施設で床面積が 200 m ² 以上の建築物に設置されたもの	

※ 建築物に設置された昇降機については、従前の制度からの変更はありませんので毎年、適切に定期検査を実施してください。

【定期報告に関する窓口】

【定期報告等に関するお問い合わせ】

〒491-8501
一宮市本町 2 丁目 5-6 一宮市役所本庁舎 7 階
一宮市まちづくり部建築指導課
建築安全推進グループ
電話：0586-28-8644 FAX：0586-73-9215

【定期報告等の提出先】

〒460-0008
名古屋市中区栄 4 丁目 3-26 (昭和ビル)
一般財団法人 愛知県建築住宅センター
電話：052-264-4053 FAX：052-264-4068